



## 「サツマイモ掘り体験」実施！

10月25日、中郷保育所の5歳児によるサツマイモ掘り体験が行われました。この体験事業は、阿見サンクラブ（若手農業後継者・新規就農者団体）の皆さんにより町の保育園（所）や認定こども園の子どもたちとともに毎年行われています。当日は天候にも恵まれ、サツマイモを手にした子どもたちの歓声で賑わいました。

# 「阿見町政策実現プラン」 の進捗状況を公表します！

平成30年3月に就任した千葉町長が、魅力あるまちづくりを行うために6つの約束と24の政策の実行を掲げました。これらの政策を確実に実行し、また町民の皆さまに政策の内容と進捗状況を分かりやすくお伝えするため、「阿見町政策実現プラン」を策定し、公表しています。

政策企画課 ☎888-1111 (755)

## 約束1 教育 未来へ投資を行うまちづくり

政策公約名称	成果
1. あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給	令和2年6月、奨学金の「返還支援型」と「海外留学補助型」の募集を開始。 ▼支給者: 令和2年度「返還支援型」9件、「海外留学補助型」1件
2. スクールカウンセラーの配置拡充	平成30年9月、児童・生徒の行動等の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置を拡充。
3. 給食費無料化の拡大	令和2年4月、第3子以降給食費無料化の範囲を拡大。 ▼対象者: 令和元年度139人 → 令和2年度254人
4. ランドセルの無料配布	令和2年4月、小学校等に入学の新1年生に、入学祝品としてランドセルを贈呈。 ▼支給者: 令和2年4月入学423人、令和3年4月入学433人



## 約束2 福祉 お互いに支え合うまちづくり

政策公約名称	成果
5. 病児保育施設の整備	令和3年4月、東京医科大学茨城医療センターにおいて、施設整備が完了し、事業を開始。
6. 18歳までの医療費無料化	平成30年10月、医療費無料化の対象年齢をこれまでの15歳から18歳までに拡大し、医療費を助成。 ▼支給者: 平成30年9月5,769人 → 平成31年3月6,925人
7. 障がい者が自立できる授産施設の創設	令和2年3月、障がい者が自立できる就労継続支援B型事業所(旧授産施設)を含む地域生活支援拠点の整備事業者を決定。(令和4年4月1日オープン予定)
8. 低所得者が入所できる介護施設の誘致	広域型特別養護老人ホームを誘致し、令和3年2月開設、入居者の受け入れを開始。



約束 3 産業 地域資源を活かすまちづくり

政策公約名称	成果
9. 道の駅建設を凍結し再検討 <span style="float: right;">達成済み</span>	「道の駅整備事業検証委員会」を立ち上げ、4つの視点から検証を実施。令和3年2月に答申を受け、同年7月に中止を決定。
10. プレミアム付き商品券の復活 <span style="float: right;">達成済み</span>	町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化に繋げるため、プレミアム付き商品券を販売。 ▼発行総額:令和元年度1億円、令和2年度2億円
11. グリーン・ツーリズムの推進 <span style="float: right;">達成済み</span>	新たな受入れ拠点の発掘と人材の確保・育成、地域資源を活用した新たな体験・交流メニューの立案と実証を実施。
12. 観光資源の発掘と特産品の開発 <span style="float: right;">達成済み</span>	観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業施策の検証・展開を実施。



道の駅整備事業検証委員会



プレミアム付き商品券



れんこん掘り体験ツアー

約束 4 参加 誰もが主役になれるまちづくり

政策公約名称	成果
13. 地域予算の創設による町民参加型予算の導入 <span style="float: right;">達成済み</span>	地域の課題要望等を住民自らが討議し、町へ要望された事業を予算化。 ▼要望数:令和2年度2地域、令和3年度8地域で実施済み
14. 町民討議会の開催 <span style="float: right;">達成済み</span>	住民が身近な課題について考え、意見を交わしながら解決策を導き出す町民討議会を開催。 ▼開催回数:令和元年度2回
15. NPO等の町民活動への支援 <span style="float: right;">達成済み</span>	令和2年度に「協働事業協定書」を締結し、令和3年度から協働事業として取り組みを開始。 ▼事業数:令和3年度1件
16. 議会のケーブルテレビ中継とネット配信 <span style="float: right;">達成済み</span>	令和元年9月、インターネット配信を開始。(ケーブルテレビ視聴者向けには、インターネット配信にて対応。)



地域予算で実現したベンチ



町民討議会



議会のインターネット配信

約束 5 安心 危機管理ができるまちづくり

政策公約名称	成果
17. 県外市町村との災害時相互支援協定の締結 <span style="float: right;">達成済み</span>	事前に相互応援を行う体制を確保するため、平成 31 年 3 月に協定を締結。 ▼締結自治体: 2 自治体。(御殿場市・酒々井町)
18. 警察等からの出向職員の配置 <span style="float: right;">達成済み</span>	廃棄物の不法投棄、不適正残土等への対処として、町環境保全監視員に警察官 OB を継続して採用。
19. 自治体クラウド移行によるリスク回避 <span style="float: right;">達成済み</span>	令和 2 年 4 月、災害時の市町村間の相互支援、被災した際の他市町村での業務運用を可能とする自治体クラウドの運用を開始。
20. 救急体制の再構築 <span style="float: right;">達成済み</span>	平成 30 年 11 月、町西部地域において、救急車の現場到着時間の短縮を図るため、本郷ふれあいセンターに救急車の駐留を開始。



災害時相互支援協定締結



現場を確認する環境保全監視員



駐留する救急車

約束 6 財政 財政規律をまもるまちづくり

政策公約名称	成果
21. 基金積立額の適正確保と町債の抑制 <span style="float: right;">今年度末達成見込み</span>	公共公益施設整備基金へ毎年継続して積立。また、町債の借入額を、同年度の返済額以内に。
22. 公平・公正な入札と契約制度の見直し <span style="float: right;">達成済み</span>	平成 31 年 4 月に電子入札を本格導入。
23. ふるさと納税への積極的な対応 <span style="float: right;">達成済み</span>	令和元年 10 月、ポータルサイトへの掲載・運用を開始。 ▼寄附件数・金額: 平成 29 年度 15 件 530,000 円 → 令和 2 年度 2,526 件 41,308,500 円
24. 公共施設の老朽化対策と大型事業の見直し <span style="float: right;">今年度末達成見込み</span>	令和 3 年 3 月までに、20 の個別施設計画を策定。個別施設計画を策定した施設については、順次修繕に着手。



電子入札システム



ふるさと納税返礼品



個別施設計画

## 政策公約以外で取り組んだ事業

この3年半で、政策公約以外にさまざまな取り組みを行なってまいりました。今回はその一部をご紹介します。

- ▼町内小中学校において、1人1台のタブレット端末、普通教室に電子黒板を整備  
(小中学校 ICT 環境整備事業)
- ▼民間保育園開設に伴う施設整備に補助を実施 (保育施設整備事業)
- ▼子どもの居場所と地域の交流の場を作る活動に補助を実施 (子ども食堂事業)
- ▼管理不全な状態の空家について現地調査、指導・勧告の措置を実施 (空家対策事業)
- ▼新たな幹線道路「寺子・飯倉線」の整備を推進 (都市計画道路寺子・飯倉線整備事業)
- ▼魅力ある街並みや住みよい環境を作るため、荒川本郷地区の道路を整備  
(特定地区道路整備事業)
- ▼老朽化した排水管の布設替えを計画的に実施 (老朽管布設替事業)
- ▼町のプロモーション映像制作や、広報あみに特集記事を掲載開始 (情報発信推進事業)
- ▼いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会を開催。町の魅力を全国に発信 (国民体育大会事業)
- ▼地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設の維持管理費を補助 (集会施設整備事業)
- ▼自動車盗難防止装置の購入者に補助を実施 (自動車盗難防止装置購入助成事業)
- ▼運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納を支援 (高齢者運転免許自主返納支援事業)
- ▼事業者と連携して移動販売車による買物支援を実施  
(高齢者買物支援事業)
- ▼阿見中学校と竹来中学校の外壁・屋上防水改修工事を実施  
(学校施設改修事業)



## 総括

町長という重責を担わせていただいてから早いもので3年半が過ぎました。改めて、町民の皆さまの負託に応えるため、全力投球で誠心誠意努めさせていただきます。

阿見町は、豊かな自然環境、地理的条件、教育、医療、観光に関する優れた資源が存在します。

この資源を生かし、皆さまとともに町を発展させることが大切であると考えております。一方で、町が抱えるさまざまな課題の解決も図っていかねばなりません。

私は、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」という理念を町行政運営の基本方針として、町民の皆さまとの6つの約束と24の政策を掲げさせていただきました。

この3年半で一歩ずつではありますが、政策を推進し成果が伴ってきたと感じております。引き続き、町民の皆さまの声に耳を傾けながら取り組んでまいります。

令和3年11月  
阿見町長 千葉 繁



## 町の財政状況を公表します

## 令和3年度上半期

## 財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、令和3年度上半期（令和3年9月30日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

（ 財政課財政係 ☎888-1111 (221・222) ）

## ■一般会計

（単位：千円・％）

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,613,627	4,474,404	58.8	議会費	156,123	78,423	50.2
地方譲与税	182,700	58,251	31.9	総務費	1,832,013	762,828	41.6
地方消費税交付金	1,014,681	582,848	57.4	民生費	6,658,960	1,844,796	27.7
地方特例交付金	85,000	64,348	75.7	衛生費	1,711,241	596,726	34.9
地方交付税	511,001	535,523	104.8	農林水産業費	332,044	171,617	51.7
分担金及び負担金	141,074	63,918	45.3	商工費	278,282	76,088	27.3
使用料及び手数料	238,151	99,081	41.6	土木費	2,663,983	1,051,551	39.5
国庫支出金	3,262,985	704,422	21.6	消防費	705,573	423,795	60.1
県支出金	1,411,626	127,780	9.1	教育費	1,939,475	671,610	34.6
繰入金	790,042	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	320,959	702,861	219.0	公債費	1,509,387	701,636	46.5
諸収入	455,835	139,341	30.6	諸支出金	279,973	0	0.0
町債	1,668,800	0	0.0	予備費	12,953	0	0.0
その他	383,527	309,216	80.6				
合計	18,080,008	7,861,993	43.5	合計	18,080,008	6,379,070	35.3

## ■特別会計

（単位：千円・％）

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,877,463	2,489,208	51.0	1,703,333	34.9
介護保険	3,613,017	1,416,126	39.2	1,411,224	39.1
後期高齢者医療	1,052,027	235,793	22.4	451,205	42.9
合計	9,542,507	4,141,127		3,565,762	

※予算現額（一般会計および特別会計）：当初予算額に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です  
※会計各々の性質・事業の内容により執行状況が異なります

## ■公営企業会計

（単位：千円・％）

区分		予算現額	執行済額	執行割合	
水道事業会計	収益的	収入	1,232,719	561,187	45.5
		支出	1,177,026	254,696	21.6
	資本的	収入	148,915	30,140	20.2
		支出	644,232	170,520	26.5
下水道事業会計	収益的	収入	1,880,581	691,282	36.8
		支出	1,714,342	334,718	19.5
	資本的	収入	1,053,077	264,788	25.1
		支出	1,458,930	408,247	28.0

※収益的：事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます  
※資本的：施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます  
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、損益勘定留保資金等で補てんします  
※消費税・地方消費税を含みます

## ■町債等の現在高

## ●町債

（単位：千円）

区分	現在高
一般会計	14,515,455
公営企業会計	7,101,556
水道事業	1,517,756
下水道事業	5,583,800
合計	21,617,011

●一時借入金 なし

## ■基金の現在高

（単位：千円）

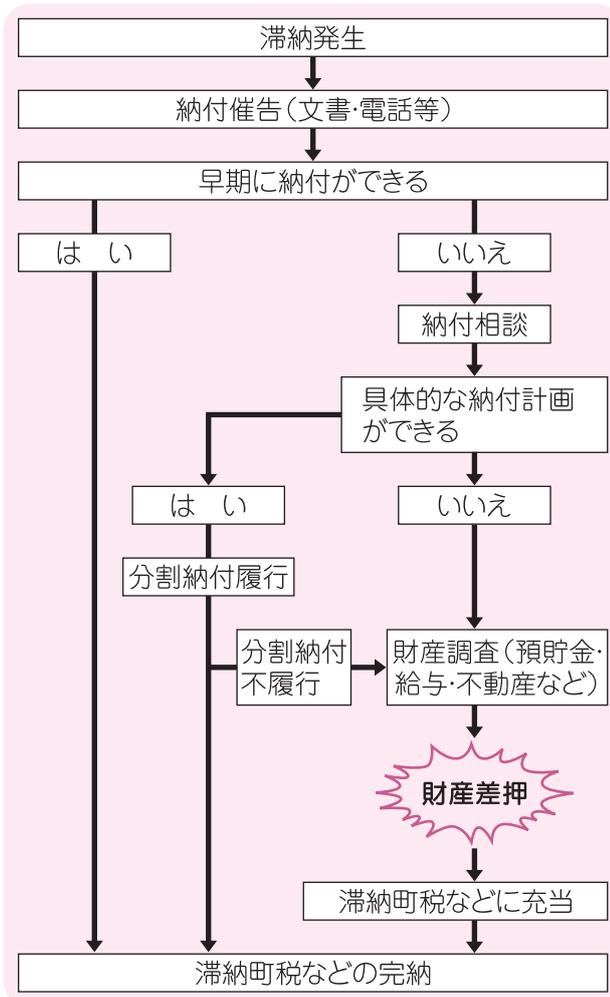
区分	現在高
財政調整基金	2,137,003
減債基金	373,100
その他の基金	2,110,560
国民健康保険支払準備基金	280,000
介護給付費準備基金	496,368
土地開発基金（現金）	3,600
合計	5,400,631

# 財産の差押を 実施しています！

不動産・預金等差押  
**279 件**  
(令和 2 年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147・148)

## 滞納処分の流れ



## 滞納処分執行状況

	令和 2 年度	
	件数	換価額(円)
不動産	14	0
預貯金	210	14,774,354
給料	32	9,263,864
年金	12	2,763,936
生命保険	9	234,686
その他	2	903,398
合計	279	27,940,238

皆さまに納めていただく税金は、安心・安全な住まいまわりの取り組みを進めるうえで、とても大切な財源です。

町では、期限を守り納税していただいた皆さまとの公平性を保つとともに、税収を確保するため、滞納者に対し滞納処分(差押)を厳正に行っています。

納期限を過ぎても町税を納めていない人は、早急に納めていただくようお願いいたします。

### 自主納付の原則

町税などの納付は、自主納付が基本です。自主納付とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

納期限までに納付がない場合は督促状や催告書などが送付されます。しかし、再三の催告にもかかわらず納付していただけない場合は、納期限内に納付いただいた人との公平性を保つため、財産(預貯金・給与・生命保険・不動産など)を調査し、差押による滞納処分を行うこととなります。

### 納付が困難な場合は納税相談を！

税金を納期限までに支払わずそのまま放置しておく、督促手数料・延滞金がかかってしまい、滞納処分の対象になります。

病気や失業、事業の経営不振など、さまざまな事情で納期限内に納付できない、一度に納付することが難しいという場合は、納付方法や納付計画について相談をお受けしますので、そのまま放置しないで、収納課へ相談ください。

### 茨城租税債権管理機構

誠実性のない滞納者は、茨城租税債権管理機構に徴収権を移管する場合があります。

茨城租税債権管理機構は、県内市町村で構成され、県が支援する一部事務組合です。市町村から滞納事案を受け、財産差押や差押不動産の公売などの強制換価を行う、租税債権回収業務の専門機関です。

町では、昨年度18件の事案を移管しています。

## 税の公平性・適正な賦課

## 『個人住民税の特別徴収(給与天引き)』

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151-152-156)

## 個人住民税の特別徴収(給与天引き)

個人住民税の『特別徴収』とは、税の公平性の確保や従業員のみなさんの納税の便宜を図る観点から、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収(給与天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、市町村に納めていただく制度です。

## ■特別徴収義務者となるべき事業主(個人事業主も含む)

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)

## ■特別徴収の対象となる従業員

前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受け、かつ、4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている従業員(パートやアルバイトを含む)は、原則として特別徴収となります。

## ■普通徴収※が認められる従業員

普通徴収とするには下記のいずれか理由が必要です。

- ▼総従業員数が2人以下の事業主から給与を支給されている人
- ▼他の事業主から支給される給与で、すでに特別徴収されている人
- ▼毎月の支給額が少なく特別徴収できない人
- ▼給与の支払期間が不定期である人
- ▼事業専従者(個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業に従事している人)
- ▼退職している人または給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の人

※普通徴収:特別徴収によらず、従業員自身が市町村から送付される納税通知書によって窓口などで納める方法。納期は原則年4回(6月・8月・10月・翌年1月)

## 特別徴収についてよくある質問

**Q1.** 会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収はしたくないのですが、どうすればよいのでしょうか？

→給与所得に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法により徴収することとなっています。したがって、従業員個人の希望により普通徴収を選択することはできません。ただし、給与所得以外の所得に係る個人住民税は、市町村長への申告により普通徴収の方法により納付することができます。

<地方税法第321条の3①、第321条の3②  
ただし書き>

**Q2.** 2か所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されるのでしょうか？

→原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況等を確認した上で、市町村がいずれかの事業所を特別徴収義務者に指定します。

<地方税法第321条の4④>

# 医療費控除の申告について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

## 医療費控除を申告する際の添付書類について

### 平成 29 年度分 (平成 28 年中所得分) 以前の申告

医療費控除の申告をする際には、「医療費の領収書」の添付または提示が必要です。

### 平成 30 年度分 (平成 29 年中所得分) 以後の申告

医療費控除の申告をする際には、医療費の領収書をもとに**自身で作成した「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。**

※「医療費の領収書」の添付は不要となりますが、作成された明細書の内容に疑義がある場合等、税務署等から「医療費の領収書」の提示を求められる場合がありますので、5 年間は自宅で保管してください

※役場の申告会場を利用する場合、「医療費控除の明細書」が作成されていないと申告受付手続を中断させていただきます場合がございますので、必ず事前に「医療費控除の明細書」の作成をお願いします

## セルフメディケーション税制について

### セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進および疾病の予防としての一定の取組（予防接種・定期健康診断等）を行う人が、平成 29 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの各年において、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※ 1）を支払った場合は、**従来の医療費控除との選択**により医療費控除の特例を受けることができる制度です。

※ 1 特定一般用医薬品: 医師から処方される医薬品や薬局等で購入できる医薬品に転用された医薬品のこと

### セルフメディケーション税制を申告する際の添付書類

セルフメディケーション税制の申告をする際には、医薬品購入費の領収書をもとに**自身で作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を 3 添付する必要があります。**また、健康の保持増進および疾病の予防のために行った一定の取組内容について、その取組を行ったことを明らかにする書類（※ 2）の添付または提示が必要です。

#### ※ 2 一定の取組を行ったことを明らかにする書類とは

▼インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書または予防接種済証

▼市区町村のがん検診の領収書または結果通知表 ▼職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ▼特定健康診査の

領収書または結果通知表 ▼人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表

●所得税・住民税の申告手続きについては、12 月 17 日（金）発行『広報あみ 1 月号通常版』に掲載予定です

## 年金所得に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得（給与所得・公的年金以外の雑所得・配当所得・一時所得など）の合計が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、上場株式等に係る譲渡損失繰越控除など、確定申告書の提出が控除要件となっている控除を受ける場合、または、源泉徴収税額があって、医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

上記のように年金所得者に係る確定申告不要制度により、所得税の確定申告書の提出が必要ない場合であっても、下記の場合には、町・県民税（住民税）の申告書の提出が必要となります。

①所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料・配偶者控除・扶養控除・基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

受付開始!

# 令和4年度市民活動支援補助金

町民活動課 ☎888-1111 (272)

受付期間: 12月6日(月) ~ 令和4年1月14日(金)

町では、市民活動団体の自立を支援するとともに、市民活動の活性化により地域課題の解決を図り、町民主体のまちづくりの実現を目指すため、市民活動団体の地域に貢献する市民活動に必要な経費の一部を補助します。

来年度の補助金の募集が、12月6日から始まりますので、ぜひ応募をご検討ください

## 応募のポイント

- ▼対象となる団体は、町内で市民活動を5人以上で行っているNPO法人、ボランティア団体等
- ▼活動の例は、子ども食堂、防災、防犯、健康増進、福祉活動、環境保全、地域の魅力発信活動等
- ▼経費の4分の3を補助(補助金の上限は15万円以内)
- ▼初回の申請に限って「現在行っている事業」を申請できます。2回目以降の申請の際は、過去に補助を受けた内容から拡充・発展が必要です
- ▼募集要項は、役場2階町民活動課や公共施設で配布しています
- ▼詳しい要件や応募方法は、下記URL、 または右記の二次元コードからアクセスできる町ホームページでご覧になれます  
<https://www.town.ami.lg.jp/0000005849.html>
- ▼必ず町民活動課に事前相談してから、応募してください

気軽にご相談ください。  
「制度がよくわからない」  
「申請書類の書き方がわからない」  
などの質問にお答えします。



## 事業提案説明会

応募いただいた団体には、「事業提案説明会」で、事業内容に関するプレゼンテーションをしていただきます。

この内容をもとに、学識経験者や住民代表等で構成される「阿見町協働のまちづくり運営委員会」の委員が審査し、補助事業の決定を行います。

▼期日: 令和4年2月8日(火)

▼場所: 阿見町役場 305 会議室 (3階)

そこが気になる!

# マイナンバーカード Q&A



マイナンバー PR キャラクター  
マイナちゃん

町民課 ☎888-1111(126・127)

マイナンバーカードは、平成 28 年 1 月から交付が開始され、現在、町民の 3 人に 1 人が持っています (10 日 31 日現在、全国申請率 46.3%、全国交付率 39.1%)。令和 3 年 10 月からは健康保険証として本格運用が開始され、ますます注目されているマイナンバーカード。今回はよくある質問をご紹介します。

**Q** **マイナンバーカードには、何が記載されているの？ 有効期限はあるの？**

**A** マイナンバーカードはプラスチック製のカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・本人の顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。有効期限があり、発行時に 20 歳未満の人は発行日から 5 回目の誕生日、発行時に 20 歳以上の人は発行日から 10 回目の誕生日です。また、外国籍の人で在留期間に定めのある人は、在留期間の満了日がマイナンバーカードの有効期限です。

**Q** **本当に安全？ 個人情報を守られるの？**

**A** マイナンバーカードには、税や年金等のプライバシー性の高い個人情報は記載されないほか、偽造防止のための様々なセキュリティ対策が施されています。また、カードには暗証番号が設定されているため、第三者が悪用することは困難です。万一、なくしたり、盗まれてしまっても、24 時間 365 日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカード利用をストップできます。

**Q** **マイナンバーカードは即日交付できるの？**

**A** 即日交付できません。地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) で作成しており、申請後、1 か月程度かかります。また、昨年の特別定額給付金時やマイナポイント対象期間時は、申請件数が急激に増えたため、交付まで 2 か月程度かかりました。今後、国の方針などで、マイナンバーカードが活用される機会が新たに決定した場合に、スムーズに手続きが行えるよう、早めの申請をおすすめしています。

**Q** **マイナンバーカードのメリットを教えてください！**

- A**
- ① 公的な身分証明書になる！
  - ② マイナンバー・本人確認が同時にできる！  
※銀行口座や証券口座開設などの、マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場合は 1 枚で済ませることができます。
  - ③ 健康保険証として利用できる！  
※医療機関により利用開始時期が異なります
  - ④ コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できる！
  - ⑤ オンラインで確定申告ができる！

**Q** **マイナンバーカードの申請方法を教えてください！ 阿見町役場で申請できるの？**

**A** 個人番号カード交付申請書 (通知カードや個人番号通知書と一緒に送付) をお持ちの人は、スマートフォンやパソコン、郵送、街中にある証明用写真機よりご自身での申請が可能です。申請書をお持ちでない人や申請書に記載されている住所・氏名等に変更がある人は、町民課で再交付できます。ご希望の人はお問い合わせください。また、町民課ではご自身での申請が難しい人を

対象に、写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの申請を行っています。ご本人様が、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類を持参し来庁してください。

- ▼受付：平日の午前 9 時～午後 4 時 30 分  
※正午～午後 1 時、土・日・祝日、年末年始除く
- ▼場所：阿見町役場 1 階 町民課  
※申請には 15 分程度かかります。  
時間に余裕をもってお越しください

# 「警戒レベル4 避難指示」

## で必ず避難しましょう

近年、台風や大雨により、全国各地で自治体からの避難情報が発令されており、阿見町においても災害が発生する恐れがある場合は、避難情報を発令します。発令された内容を住民の皆さまが理解し、それぞれの状況に応じた避難行動ができるよう避難情報の内容をお伝えします。

防災危機管理課防災係 ☎888-1111(277)

災害の発生状況	警戒レベル	避難情報等	避難行動等
災害発生 または切迫	5	緊急安全確保	命の危険が迫っています。直ちに自らの安全を確保しましょう。
災害の おそれ高い	4	避難指示	危険な場所から全員避難しましょう。
災害の おそれあり	3	高齢者等避難	避難を完了するのに時間を要する人（高齢者・障害者等）やその人の避難を支援する人は危険な場所から避難しましょう。 その他の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を始めましょう。
気象状況悪化	2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	ハザードマップ等により自宅周辺の災害リスクを確認し、自らの避難行動を確認しましょう
今後気象状況悪化 のおそれ	1	早期注意情報 (気象庁)	最新の防災気象情報等に注意する等、災害への心構えを高めましょう

### 避難について

避難とは「難」を「避」けることです。避難する場合、以下の4つの行動があります。災害が発生する恐れがある場合、どの行動を取るのか事前に考えておきましょう。

- ▼町の指定避難所（公民館、小中学校等）に避難する
- ▼安全な親戚や知人宅に避難する
- ▼安全なホテルや旅館に避難する ※宿泊料が必要となります
- ▼屋内安全確保（自宅に留まる）

※自宅がハザードマップの危険エリアに立地していない、周辺にがけや河川がない、災害が過ぎ去るまでの水・食糧の備えが十分である等を事前に確認する必要があります



#### 防災情報の取得について

##### ●防災行政無線

気象情報や避難情報の発令、避難所に関する情報などをお知らせします。

※放送内容が聞き取れなかった場合は、下記の電話番号から聞くことができます

☎ 0120-131-813(フリーダイヤル・通話料無料)

##### ●町のハザードマップ

右記二次元コードを読み取る



##### ●あみメール

災害・防犯情報等の緊急情報のほか、町のイベント情報が配信されます。  
[t-ami@sg-m.jp](mailto:t-ami@sg-m.jp) に空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り、登録してください



##### ●避難所の開設・混雑状況について

右記二次元コードを読み取る  
※(株)バカンの提供サービスです



# 年末の交通事故防止

12月1日～15日 年末の交通事故防止県民運動実施期間

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されるほか、忘年会など飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も危惧されます。

皆さん一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

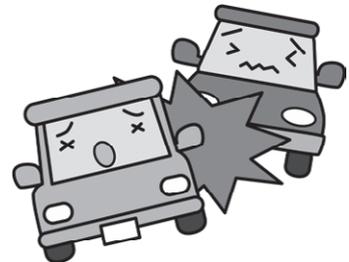
## 子どもと高齢者の交通事故防止 ※横断歩道横断中の歩行者保護に努めよう！

- 横断歩道は歩行者優先、歩行者等がいる場合は必ず停止しましょう
- 子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断等に備え、十分に速度を落とす等、思いやりのある運転を心がけましょう
- 交差点右折時は、特に死角となりやすい右後方から横断する歩行者等に注意しましょう



## 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 運転者は、早めのライト点灯や、こまめな上下切り替えなどを徹底し、交通事故防止に努めましょう
- 自転車や徒歩で外出する時には、反射材を着用するようにし、周囲に自分の存在を知らせて交通事故を未然に防ぎましょう



## 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、他人の命を脅かす極めて悪質・危険な犯罪です
- 飲酒運転をしたドライバーはもちろん、運転者への車両提供者、酒類の提供者、車両の同乗者に対しても、厳しい罰則が定められています
- 「飲んだら運転しない・運転するなら飲まない・運転する人には飲ませない」を確実に実践し、飲酒運転を根絶しましょう
- 自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、飲酒した人に飲酒運転をさせないようにしましょう



～「飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間」～



# 飲酒運転根絶の町 阿見町

# 自然体験学習報告

生活環境課 ☎888-1111 (251)

## うら谷津自然観察会

7月18日(日)に、上長地内にある里山・谷津田にて自然観察会を行いました。

参加者は、竹林や水田で昆虫および植物を見つけ、講師の先生の解説を受けながら自然にふれあいました。昆虫の他にも、メダカやザリガニを観察し、子ども達からは喜びの声が聞こえました。



## 小池城址公園自然観察会

7月31日(土)に小池城址公園での自然観察会を行いました。

参加した子ども達は、虫取り網を使ってクワガタムシやバッタをとり、自然を満喫している様子でした。保護者の皆さまからも、たくさんの昆虫に出会えて良かったとお声がありました。



## 「みんなで選ぶ緑のカーテンコンテスト」について

今年度の「みんなで選ぶ緑のカーテンコンテスト」は11人の応募がありました。ご応募いただき、ありがとうございました。

このコンテストは当初、町内公民館に作品を展示し、来館者の投票で入賞作品を決定する予定でしたが、今年度はコロナウイルス感染症の影響で公民館への展示ができませんでした。

ご応募して下さった皆さまおよび投票を楽しみにしていた皆さまへ、深くお詫び申し上げます。



## 動物愛護にご協力をお願いします

### ▼動物の習性等を正しく理解して飼いましょう

正しいしつけと健康管理をして飼育場所を清潔に保ち臭いや鳴き声等が、ご近所の迷惑にならないようにしましょう

### ▼犬猫の糞害が増えています

散歩中に「糞」をしたときは、かならず持ち帰りましょう。猫は、専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう

### ▼猫の苦情が増えています

飼い主不明の犬・猫に、無責任に餌だけ与えることはやめましょう。飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう

～人と自然が共存し、環境を守るまち あみ～

# 霞クリーンセンターからのお願い

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0091

## 家庭ごみはごみ集積所へ

霞クリーンセンターにごみを直接持ち込む人が増加したことから、構内で順番待ちの車輛の渋滞が度々発生し、来所者の皆さまをお待たせしてしまう状況が生じています。

霞クリーンセンターへのごみの直接持ち込みは、ごみ集積所に出すことができない粗大ごみ等を処分することが本来の目的ですが、持ち込まれたごみの中には、ごみ集積所に出せる家庭ごみも含まれています。霞クリーンセンター構内が混雑すると、ごみ集積所の収集業務に支障が生じてしまいます。

また、現在は**新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにも、粗大ごみ以外の家庭ごみは、ごみ集積所をなるべく利用ください。**並びに、**土曜日や休日明けの平日、年末の時期は特に混雑します**ので、できる限り混雑が予想される日を選んで搬入していただくようお願いします。

今後とも、霞クリーンセンターの円滑な運営にご協力いただきますようお願いします。

### 粗大ごみ



### 粗大ごみとして出せるもの

▲タンス・ベッド・ソファ・机・椅子・本棚・食器棚などの家具類  
▲ふとん・座ぶとん・毛布・電気毛布・マットレス  
▲扇風機・ステレオ・電子レンジ・ストーブなどの電気製品  
▲自転車▲カーペット▲ガステーブル▲電子ピアノ・オルガン▲家電リサイクル法に該当する家電製品

## 霞クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

集積所に出せない粗大ごみを霞クリーンセンターへ持ち込んで処分することができます。

**下記の時間を過ぎた場合は受付ができませんので、日時をご確認のうえ搬入してください。**

### ●受付日時

▼平日：▽午前9時～正午  
▽午後1時～4時

▼土曜日：▽午前9時～11時

※日曜日・祝日・年末年始は受付していません

### 霞クリーンセンターにごみを持ち込んだ際のごみ処理手数料

ごみの重量に応じて、下記のごみ処理手数料がかかります。

### ●家庭ごみ

▼50kgまでは無料

▼50kgを超えた分については10kg当り150円

### ●事業ごみ

▼10kg当たり230円

## 霞クリーンセンターにごみを持ち込む際の注意事項

- ▼ごみを「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」に分別をしたうえで、お持ちいただきますようお願いいたします
- ▼受付の際に運転免許証等で住所確認をさせていただきます。住所確認は、他市町村からのごみの持ち込み等を防止し、ごみの適正処理を図るために行っているものです
- ▼大量にごみを持ち込まれた場合は、ごみの排出場所等詳しくお聞きする場合やごみの内容物を点検させていただきます場合がありますので、ご了承ください
- ▼他市町村指定のごみ袋に入れられたごみは、受け取ることはできません
- ▼再利用できるものは、お知り合い等にお譲りすることや、リサイクルショップを利用してごみの減量化に努めていただきますようお願いいたします
- ▼係員の指示に従わない場合は、受付をお断りする場合があります

# 民生委員児童委員協議会だより



民生委員の  
マーク



▲あいさつ・声かけ運動の様子

「あいさつ・声かけ運動」を実施しました（6月24日・25日）  
私たちが民生委員・児童委員は、子どもたちの健やかな育ちを支援するため、学校と密接に連携し活動しています。  
6月には各小学校に分かれて、登校時の児童の皆さんとあいさつを交わす「あいさつ・声かけ運動」を実施しました。  
新しい生活様式にのっとり、濃厚接触や飛沫の飛散防止に留意した活動となりましたが、登校する児童の皆さんは、元気な声を響かせてくれました。  
平時より、子どもたちの安全を守るための活動として、交通事故や犯罪被害に巻き込まれないように登下校時の見守りや声かけ、通学路周辺のパトロール活動などを行っております。

## 生活福祉部会

山口 道子



生活福祉部会は、安心して暮らせる福祉社会の推進に寄与するため、生活福祉資金等の貸付制度の活用を中心とした要援護者への生活援助活動の具体的な方策について調査・支援することを目的に活動しており、研修会の開催のほか、関連施設の視察を行っています。

6月に町地域包括支援センターから講師をお招きし、事業内容の説明や相談対応の事例をおして、問題解決の具体的な手法などを分かりやすく解説していただきました。  
11月には、生活困窮者自立支援法や生活保護制度についての研修会を予定しています。  
民生委員には守秘義務があり、相談内容の秘密はしっかりと守られます。一人で悩まず安心してご相談ください。自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、福祉制度の紹介

や適切な関係機関を紹介し、

これから多くの福祉課題を抱える家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。

## 障害者福祉部会

栗山 光世



障害者福祉部会では、地域福祉の担い手として必要な障害者支援の基本的理念や制度、人権について学ぶための研修を行っています。  
昨年度は町役場の担当者より、町の障害者を取り巻く環境や現状を分かりやすく説明していただき、障害者の個性を認識し、その特性を理解して向き合うことの大切さを知りました。

今年度の活動としては、6月に事例発表会を行いました。発表者3名が地域で起こりうる身近な案件をテーマに具体的な相談手法

や解決策を紹介しました。福祉サービス等の情報共有ができ、とても得ることの多い研修会となりました。

また10月には、町人権教育講演会に参加し、心のバリアフリーについて学びました。

長引くコロナ禍の中で人と人との繋がりが薄れている近頃ですが、地域の皆さまとの交流をおして良き相談相手となり、「ありがとう」の言葉を原動力に地域福祉の推進に励んでいきたいと思っております。

## 家庭福祉部会

田村 由美子



家庭福祉部会では、ひとり親家庭等の早期発見と援護対策並びに未成年非行者に対する指導対策等を基本として活動しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施し、児童福祉部会と合同で町子ども

家庭講師による研修会を実施し、町放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ事業・放課後子ども教室事業）の事業内容を学び識見の向上を図りました。

共働き家庭等の小学生が放課後に安全・安心に過ごせる放課後児童クラブを利用して、生活の場・遊びの場として居場所を確保する。或いは、放課後の居場所づくりとして、学校施設を利用した自由遊びや学習等地域住民協力のもとに行っている放課後子ども教室を活用する等が挙げられます。いずれも利用する児童数は年々増加傾向にあり、児童の安心・安全の確保にむけ民生委員・児童委員として見守り活動も必要と考えます。

また、子育ての援助（保育所等の送迎・一時預かり等）を希望すれば、委託事業で町社会福祉協議会が実施しているファミリーサポート事業を利用して養育者の負担を軽減する方法もあります。子育てに悩まず、抱え込まず地域で支えることも大切です。少しでも子育ての

手助けになる環境づくりに協力できればと日々活動しています。

高齢者福祉部会

青山 和江



高齢者福祉部会では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、高齢者福祉に関する知識の習得や地域での課題の抽出および、その課題解決のための取組を検討し、高齢者福祉の向上に努めることを目的に活動を展開しています。

今年度は、認知症について理解を深めるために、日本赤十字社茨城県支部から講師をお招きし、研修会を実施しました。認知症の主な症状や認知症と思われる人に気付いた時の具体的な対応方法（接し方と話し方）、病気の予防策、家族への支援として相談機関や利用できる制度等について学びました。

認知症は、誰もがなる可能性がある身近な病気ですが、家族が介護に疲れ果ててしまうことも少なくありません。また早期に対応することで進行を遅らせることができると言われています。ご自身やご家族の心配なことや困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。相談の内容についての秘密は厳守します。

児童福祉部会

北澤 唯一



児童福祉部会の業務内容は、**①**児童生徒の健全育成と非行化の防止**②**要援護児童対策**③**学校と地域のパイプ役**④**不登校生徒の対応です。これらの事を目的として事業計画を立てて取り組みを実施しています。

昨年は新型コロナウイルス感染拡大で計画通りに実施できませんでしたが、今年度はワクチン接種が始まったこともあり、感染防止対策を行っ

て計画的に実施することになりました。

7月に夏休み前の学校訪問と、町放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ事業・放課後子ども教室事業）について研修会を実施し、10月には教育相談センター（やすらぎの園）の施設見学を行いました。

12月には冬休み前の学校訪問で先生方と不登校・いじめ・虐待についての情報交換を予定しております。

昨年、警察が児童虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した児童の数は、全国で

初めて10万人を超えて過去最悪を大幅に更新しました。虐待を引き起こす家庭のリスクが増加している要因として、コロナ禍で在宅時間が延びたことや外出自粛によるストレス、経済的な困窮等が考えられます。

いじめや虐待の問題に関しては、家庭や地域、学校、警察などの関係者が連携しながら対応していくことが大切です。見守り活動等の中で支援を必要とする住民の存在に気づき、関係機関へ繋ぐなど、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

地域の身近な相談相手  
「民生委員・児童委員」

少子高齢化が進み、家族や地域の支え合いや助け合いの力が低下するなか、健康や介護、生活困窮やひきこもり、社会的孤立、虐待など多様な問題が生じています。

民生委員・児童委員は、社会福祉増進のために、自らも地域住民の一員として、担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯等の見守りや安否確認を行っています。

また、職務を行うに必要な知識および技術の習得のために、福祉専門部会に分かれて相互に研鑽し、資質の向上に努めています。

地域でさまざまな活動を行っている民生委員・児童委員について、ぜひ知っていただくとともに、活動へのご理解とご協力をお願いします。

# 子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

朝晩の寒さも日に日に増し、冬の季節となりました。健康に気をつけて元気に年末を迎えましょう。

今回の子育てシリーズは『子どもの生活とあそび』についてご紹介します。

R03  
子育て



## 手洗いについて

感染症の拡大で、手洗いの大切さが改めて注目されています。外から帰った後や、食事前そしてトイレの後など、一日に何度も手を洗う機会がありますね。

手洗いのすすぎは、30秒以上の時間をかけることが効果的と言われています。30秒程度で終わる歌を、親子で歌いながら手洗いをする、「終わり」が分かりやすくていいですね。

例えば、「きらきら星」の歌の1番や、「ハッピーバースデー」の歌を2回歌うと、ちょうど30秒程度になります。

手洗いの後には、「きれいになったね」「上手にできたね」と声をかけることで、きれいにするのは気持ち良い事だと子どもが感じることができます。

また、手を拭くタオルはいつも清潔なものを用意することも大切なポイントです。親子で楽しく手洗いをして、感染予防をしていきましょう。



## ふれあい遊びについて

日常生活の中で、子どもを抱っこしたり、あやしたりすることはふれあい遊びの第一歩です。大好きなパパやママと触れ合うことで、子どもは受け止めてもらっている安心感で満たされ、親子の愛情を深めることができます。

ねんねのころの赤ちゃんには、頭のとっぺんから足の先まで優しくマッサージをしてみましょう。なでたり、ツンツンしたり、こちょこちょしたりするといろいろな反応を見せてくれます。知っている童謡を歌ったり、話しかけたりしながら触れ合う心地よさを感じられるといいですね。

腰が安定してお座りができれば、大人の膝の上に子どもを乗せて乗り物ごっこをすることができます。「ガタガタ道」は体を上下に揺らして、「曲がり道」は左右に傾けて、「坂道」は大人が膝を高くして足に沿って滑らせます。体が弾んだり揺れたりすると子どもは喜ぶので、子どものペースや様子に合わせて楽しみましょう。



各保育所・保育園についての問い合わせ：子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

# 寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ



高齢福祉課 ☎888-1111 (743・142・726・753)

## 『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅で寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。

### 対象

令和3年1月1日～令和3年12月31日の1年間継続して町に住所を有し、かつ令和3年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している人で、次の要件すべてに該当する人。

▼令和3年1月1日～令和3年12月31日の間に継続して介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している(3か月以内の入院は在宅とみなす)

▼右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している(短期入所生活介護および短期入所療養介護の合計7日以内の利用並びに居宅介護支援の利用を除く)

▼住民税非課税世帯に属している

▼被介護者が介護保険料を滞納していない

### 手続き

対象となる可能性のある人には12月末に案内文を送りますので、対象となることを確認のうえ、高齢福祉課までお申し込みください。

▼申込期間：令和4年1月4日～31日 ※土・日・祝日を除く

▼支給月：令和4年3月

### 支給額

10万円

## 『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の65歳以上の人で町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』(以下認定書)の交付を受けた人は、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。

この認定書の交付を受けるには、高齢福祉課窓口へ申請が必要です(後日、郵送で交付します)。

### 対象

令和3年12月31日現在で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

▼特別障害者：▼身体障害者手帳1・2級に準じる人

▼重度の知的障害に準じる人

▼6か月以上寝たきりの状態にある人

▼障害者：▼身体障害者手帳3～6級に準じる人

▼軽・中度の知的障害に準じる人

▼身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

## おむつ代の医療費控除

傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代は、医療費控除の対象となります。確定申告には、医療費控除の明細書と医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の人については、医師が発行するおむつ使用証明書を町が発行する

主治医意見書の内容を確認した書類に代えることができますので、高齢福祉課窓口へ申請してください。

## 高齢福祉課にて証明を受けられる人

令和3年12月31日現在で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人で、おむつを使用している人。その他に条件がありますので、申請前に高齢福祉課にご相談ください。

### 申請方法

介護保険証・認印・窓口に来られる人の本人確認書類を持参し、高齢福祉課窓口にて申請してください。後日書類を郵送にて交付します。

### 問合せ

▼『介護慰労金』の支給：高齢福祉課 高齢福祉係 ☎888-1111 (743・142)

▼『障害者控除対象者認定書』

『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付：高齢福祉課 介護保険・支援係 ☎888-1111 (726・753)

▼確定申告：税務課 町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

ご自身の健康管理のために  
健診は毎年受けましょう

健診は受けましたか？

希望日に受診できる『医療機関健診』をご利用ください

今年度すでに町の集団健診または人間（脳）ドックを受診した人、あるいは受診予定の人は受診できません。重複して受診されている場合、助成額を返還していただくことがございます。ご了承ください。

国民健康保険の人

国保年金課 888-1111 (131~133)

健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40～74歳 (令和4年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人)	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査・腎機能検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

受診できる医療機関

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますので、町ホームページをご覧ください。国保年金課までお問い合わせください。

医療機関	住所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
なるしま内科医院	本郷1-22-1	869-4820
南平台メディカルクリニック	南平台1-2213-2	888-0888
脳と心のクリニック	南平台1-32-1	819-4047

受診方法

医療機関に予約のうえ、国保年金課から送付している特定健康診査受診券（黄色の受診券）を医療機関へ持参してください。受診券をお持ちでない人は再発行しますので、国保年金課までご連絡ください。

受診可能な期間

令和4年3月31日まで

後期高齢者医療の人

国保年金課後期高齢者医療福祉係 888-1111 (134・135)

健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目（貧血検査・眼底検査・心電図検査）は別途料金で受診できます	無料

申込方法

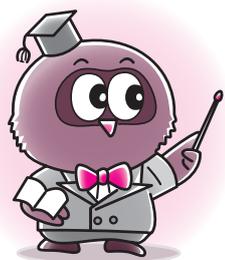
受診券を発行しますので、右記医療機関に予約のうえ、保険証を持参し国保年金課窓口でお申し込みください。

受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター ☎887-4563

受診可能な期間

令和4年3月31日まで



申告の際まで大切に保管を…

## 社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村  
民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や  
確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する  
場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する  
書類の添付等が必要です。

●ご家族の保険料も納付して  
いる人

国民年金保険料は、被保険  
者本人だけでなく、その世帯  
の世帯主および配偶者も連帯  
されます

▼注意事項  
納付忘れ等がある場合も、  
年内に納付すれば、今年分  
の控除として申告すること  
ができます

▼証明内容  
1月1日から9月30日まで  
の間に納付された国民年金  
保険料額  
▼年内に納付が見込まれる  
場合の納付見込額

このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命  
保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民  
年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に  
保管してください。

して納付する義務がありま  
す。世帯主または配偶者とし  
てご家族の国民年金保険料を  
納付した場合は、その納付額  
の全額が納付した人の所得税  
等の控除対象となります。  
このような場合には、年末  
調整等の手続きの際にご自身  
の社会保険料の額と合算して  
申告してください。このとき、  
ご家族分の証明書も申告する  
人の申告書に添付等する必要  
があります。

控除証明書再発行の電話番号

(ねんきん加入者ダイヤル)

☎0570-10031004

▼月・金曜日：午前8時30分

～午後7時 ▼第2土曜日：

午前9時30分～午後4時

※土(第2土曜日は除く)・

日・祝日、12月29日)

1月3日は利用不可

### 土浦年金事務所から

#### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにて納めることができます。またクレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話・文書・訪問により、早期に納めていただけるよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は延滞金を課すだけでなく、納付義務のある人の財産を差し押さえることがありますので、早目の納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国保年金課窓口へご相談されるようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります

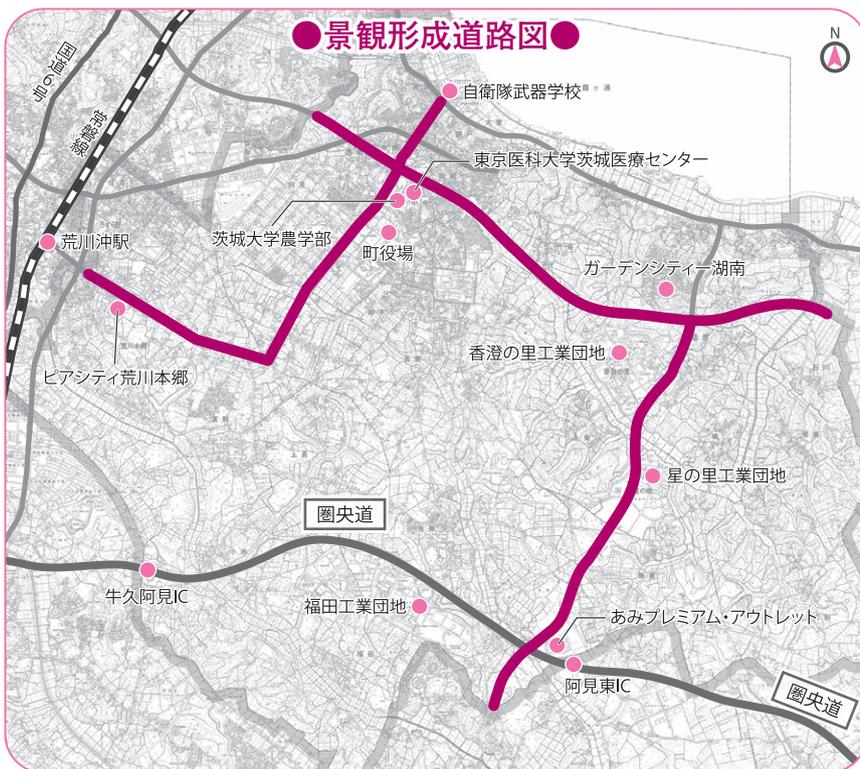
#### 問い合わせ

土浦年金事務所 ☎825-1170

# 国道125号バイパス・都市軸道路は、 『景観形成道路』に 指定されています



都市計画課 ☎888-1111 (232)



**■景観形成道路とは**  
 良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

**■指定を受けると**  
 景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。  
 景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

## ●届出の流れ●



**■主な基準の内容**  
 基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）—などに関するルールを定めています。

**■助成制度**  
 良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

**■届出制度**  
 景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転—などの行為は、事前にその内容を町に届けていただく必要があります。景観形成道路にかかる行為は、事前にその内容を町に届けていただく必要があります。景観形成道路にかかる行為は、事前にその内容を町に届けていただく必要があります。

為の届出は、左図のように行います（左記『届出の流れ』参照）。

※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます  
 ※運用開始に関しては、あらためて周知します

▼景観形成ガイドライン（町ホームページに掲載）

<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>

# 消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

## 3年度・第3回

消費者問題のご相談は  
お気軽にご相談ください



大雨や台風等の自然災害が増大しているなか、町消費生活センターには「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や「保険金が出るようにサポートする」など『保険が使える』と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が寄せられています。

事例をご紹介しますので、トラブルに巻き込まれないようご注意ください。

### 事例

自宅ポストに自然災害調査・家屋保安点検のチラシが入っており、3年に一度の調査点検とあるが今まで業者が来たことはない。お客様の費用負担はなく、火災保険で平均70万円の助成金を受け取れると書いてある。この業者が来たらどうしたらよいか？



▲消費者庁イラスト集より

### アドバイス

- 業者に点検や調査を依頼すると「火災保険を使って家屋の修理工事をしましょう。」や「火災保険請求の手続きをサポートします。」という勧誘を受けると思われます。  
すぐに契約しないで、まずはご自身が加入する損害保険会社・代理店へ連絡を！
  - ▼自然災害で壊れた家屋は火災保険を使って修理できる場合があります
  - ▼保険金の請求は複雑ではなく自分で行うことができます
  - ▼修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費用等の名目で高額な請求を受けることがあります
  - ▼たとえ業者から提案されても、うその理由(台風被害を装う等)での保険金請求は、保険金詐欺の当事者になるおそれがありますので注意してください

- 契約は慎重に!!

修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認しましょう。工事が必要と言われてもその場で契約はせず、家族や信頼できる人に相談しましょう。おかしいと思ったらすぐに消費生活センター等にご相談ください。

問い合わせ: ▼町消費生活センター ☎888-1871(ファクシミリ兼用/月~金曜日  
午前9時~午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン☎188へ)  
▼商工観光課 ☎888-1111(172)



〈広告欄〉

**居酒屋 娛衛門**

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日  
阿見町岡崎1-12-7

電話 **887-1147**  
FAX **887-0970**

雑貨・家具・カーテン販売 **BASE nello**

オーダーカーテン・オーダー家具の  
プレゼン・レイアウト無料にて承ります!!

TEL. **029-888-6119**

株式会社 ネロ・デザイン

稲敷郡阿見町吉原2011-4 BASE nello 1F

# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

## 「海軍航空発展の礎—海軍技術研究所航空研究部」

先月号では、20世紀初頭に到来した世界的な航空機の時代に後れをとるまいとした日本が、陸軍を主体としたプロジェクトを発足させ、1910(明治43)年12月19日にわが国初の動力飛行に成功したこと、約2年後には、海軍が立ち上げた「海軍航空技術研究委員会」によって神奈川県横須賀市追浜に海軍初の飛行場が建設され、フランスから輸入した水上機による初飛行が行われたところまでをご紹介します。

1914(大正3)年に勃発した第一次世界大戦において、各国は航空機を戦力として投入しました。日本からも航空部隊が初めて実戦に参加したことで、陸・海軍は航空戦力に注目するようになり、航空機の国産化およびパイロット養成のための研究、開発、教育の体制が徐々に整えられていくことになります。

海軍では1916(大正5)年の「海軍航空隊令」制定に基づき、海軍航空技術研究委員会が「横須賀海軍航空隊」へと組織化されて、航空機操縦技術等の教育が開始されました。

また、航空機の研究開発のため、1918(大正7)年4月には東京築地の海軍造兵廠の構内に「航空機試験所」が設けられました。ここでは、航空機のしくみや材料の研究・試験が行われており、フランスのマルグリース博士の設計に基づき、人工的に風の流れを起こすことができる日本初の風洞設備もつくられました。

世界的に軍縮の声が高まった第一次世界大戦後のワシントン軍縮会議の余波を受けて、日本でも海軍造兵廠が廃止され、同廠内にあった艦船の研究所と航空機の研究所は「海軍技術研究所」として一つの組織にまとまることとなりました。しかし、直後に起こった関東大震災によって研究所は大きな被害を受け、施設は焼失してしまいます。研究所自体は東京・目黒に移転しましたが、航空研究部だけは新設されたばかりの霞ヶ浦海軍航空隊の西端(現在の陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地内)に移されることになりました。

霞ヶ浦では、機体、発動機、プロペラの性能向上のための最新の実験装置等が新設されました。特に、ドイツ・ゲッチンゲン大学のウィーゼルスベルガー教授の指導により制作された風洞は、当時日本一の大きさを誇り、わが国の航空力学の発展に大きく寄与しています。

最新の施設が整っている同研究部には、航空技術の研究を志す優秀な大学卒業者が大勢集まりました。彼らがその後、日本の航空機研究の中核を担う存在になったことは言うまでもありません。1932(昭和7)年に、横須賀にあった航空機の実験を行う部署と合併して移転するまでの約7年間、国内最先端の航空機研究が行われていたこの研究所は、まさに海軍航空発展の礎であったと言えるでしょう。



追浜飛行場アンリ・ファルマン式水上機  
「海軍航空史話」和田秀穂著より(個人蔵)

〈広告欄〉

<p>安心して暮らせる住まいづくり <b>住まいのことなら 美都住建へ</b></p> <p>【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅</p> <p>～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手摺対応、バリアフリー</p> <p>～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家</p> <p>●新築住宅に関する事は <a href="#">美都住建</a> <a href="#">検索</a></p> <p>建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10 <b>(株)美都住建</b> TEL.029-842-7196 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32</p>	<p><b>リフォーム・不動産の事なら</b></p> <p>住まいのことなら <b>LIXILリフォームショップ</b></p> <p>茨城県知事免許(5)第5548号 <b>有限会社 美都和ワ</b></p> <p>&lt;住まいの相談室&gt; トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など</p> <p>&lt;不動産のご相談&gt; 土地・建物・売買・仲介・管理</p> <p>【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118</p> <p>【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>
--	--





# インフォメーション

## 募集 保育所会計年度任用職員募集

▼職種 ①保育士 ②看護師  
 ▼勤務期間 令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)  
 ▼勤務内容 ①0～5歳児の保育 ②保育所での看護業務および保育補助

▼勤務日時 週5日・1日7時間30分 ※日・祝日を除く  
 ▼勤務場所 ①②町立保育所(中郷・南平台二区)  
 ▼報酬等 ①時給1013円②1154円③正看護師・時給1317円、准看護師・時給1182円

※①②費用弁償(通勤距離に応じて支給)・期末手当・有給休暇あり、社会保険・雇用保険加入  
 ▼募集人数 若干名  
 ▼応募条件 ①保育士資格を有する ②正看護師資格または准看護師資格を有する

▼応募期間 令和4年1月14日(金)まで ※土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く  
 午前9時～午後5時  
 ▼応募方法 ▼履歴書(3か月以内に撮影した写真を貼付)

▼選考方法 書類選考・面接(日程は後日連絡)  
 南平台保育所 ☎84012081

▼①保育士証の写し ②免許状の写しを直接子ども家庭課または各保育所に提出する(学生は卒業見込および資格取得見込証明書) ※郵送不可

▼お知らせ 町シルバー人材センターから  
 ●入会説明会開催  
 ▼期日 12月14日(火)午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合・要事前予約)  
 ▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館)  
 ▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

●「マイホームのミニ営繕」引き受けます  
 マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。  
 関(公社)町シルバー人材センター ☎88812036

▼お知らせ e-Tax(国税電子申告・納税システム)で確定申告を!  
 確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxスマートフォン申告が便利です。マイナンバーカードとスマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)があれば、多くの人が来場する確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページで「確定申告書類作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。ぜひご利用ください。

●メリットがいっぱい! マイナンバーカード方式  
 ①マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、自宅から24時間いつでも申告できます  
 ②画面の案内に沿って入力すれば、自動で計算されます  
 ③過去の申告データを利用して自動入力できます  
 ④還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます  
 ⑤相談はチャットボットや電話でもできます  
 ⑥スマートフォンのカメラで源泉徴収票が自動で入力されます  
 ⑦スマートフォン申告は、専用画面を用意しています  
 ⑧マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動で入力されます

関 児童ケ崎税務署 ☎029716611303 (自動音声案内)

## 募集 「行政書士無料相談会」開催

行政書士による無料相談会を開催します。お一人で悩まず、どうぞお気軽にご相談ください。

▼期日 12月19日(日)  
 ▼時間 午後1時30分～4時30分 ※ご相談は1組30分程度  
 ▼場所 中央公民館多目的室

▼相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談等、事業の手続きや暮らしの手續き  
 ▼申込方法 平日の午前9時～午後1時に左記に電話で申し込む  
 関 県行政書士会 担当:池田 ☎0901721616219

▼お知らせ 財務省関東財務局「多重債務等の相談窓口」  
 多重債務に陥った人からの相談を受けています。状況をお聞きし、債務整理方法のアドバイスや、必要に応じ、法律の専門家への引き継ぎも行っています。

▼期日 土・日・祝日を除く午前8時30分～正午・午後1時～4時30分  
 ▼相談料 無料  
 関 関東財務局水戸財務事務所多重債務相談窓口 ☎029122113190

関 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 瑞一樹  
 TEL 029-804-0382  
 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp  
 (平日 午前9:00～午後6:00) ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。  
 ・面談は、事前のご予約が必要です。

### 〈広告欄〉

**お気軽にご相談ください!!**  
 相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)  
 \*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ JA  
 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室  
 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 瑞一樹  
 TEL 029-804-0382  
 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp  
 (平日 午前9:00～午後6:00) ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。  
 ・面談は、事前のご予約が必要です。

屋根・外壁・室内塗装  
見積り無料

**(有) 金久保塗装工業**

〒300-0331茨城県稲敷郡阿見町阿見4630-12  
 TEL 029-887-4305 FAX 029-887-7714  
 HP: https://www.kanakubo-p.jp  
 E-mail penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp



# インフォメーション

## 募集 糖尿病予防教室参加者 募集(無料)

日ごろの食事をどのようにすれば、血糖の上昇を抑えることができるのか、管理栄養士がポイントをお教えします。また、家の中でできる血糖コントロールに効果的な運動について、健康運動指導士と実際に体を動かして学べる内容になっています。

糖尿病になりたくない人、血糖値が気になってきた人など、ぜひご参加ください。

▼**期日** ①令和4年1月13日(木) ②20日(木)

▼**時間** 午前9時30分～11時30分

▼**場所** 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼**内容** ①糖尿病予防の食事「食生活を見直そう」②血糖コントロールのための運動

▼**講師** 管理栄養士・健康運動指導士・保健師

▼**募集人数** 20人(応募多数の場合抽選)

▼**申込期間** 令和3年12月24日(金)まで

▼**申込方法** 電話または直接左記に来館して申し込む

▼**健康づくり課健康推進係**  
(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎8888-2940

## 『まちづくり提案箱』を設置しています

皆さんがまちづくりについて日ごろ思っている、「私はこういう考えをもっている」、「こうしたらもっといい町になる」などのご提案をいただくため、町の公共施設に「まちづくり提案箱」を設置しています。

いただいたご提案は町長が直接拝読し、必要に応じてお返事を差し上げるとともに、今後の町政運営に役立たせていただきます。

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を推進していくためには、皆さんの力が必要不可欠です。阿見町がもっと住みよい町になるために、皆さまからのご提案をお待ちしています。

### ●提出方法

下記①②の方法で提出する

①各設置場所の提案箱に投函する

※提案箱には提案用紙が備えてあります

②町ホームページから提出する(右記二次元コードからもご確認いただけます)

<http://www.town.ami.lg.jp/0000000593.html>

※提出の際は

- ▼住所 ▼性別 ▼年齢 ▼名前 ▼職業 ▼電話番号 ▼回答の必要の有無
- ▼町へのご提案 等の必要事項をご記入ください



### ●「まちづくり提案箱」の設置場所

- ▼役場北口玄関ロビー ▼うずら出張所 ▼福祉センターまほろば ▼図書館 ▼中央公民館 ▼君原公民館 ▼かすみ公民館 ▼本郷ふれあいセンター ▼舟島ふれあいセンター ▼総合保健福祉会館『さわやかセンター』 ▼町民活動センター

### ●問い合わせ

秘書広聴課 ☎ 888-1111 (281)



▲役場北口玄関ロビーに設置されている「まちづくり提案箱」

〈広告欄〉

### 介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

**株式会社 樹里 介護事業部**

〒300-0333 阿見町若栗1766-3  
TEL: 887-3421 FAX: 887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。




想い伝える贈りもの

**サライ館** 阿見中央店

TEL: 840-2438

「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**

TEL: 887-3421

一般家庭用家具からオーダー家具まで

# 防災行政無線フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

## ☎0120-131-813

## あみメール登録をお願いします



スマートフォン等で **t-ami@sg-m.jp** まで空メールを送信していただくか、左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

## 定例相談

### 人権・行政相談

日時 12月2日(木) 午前10時～午後3時  
場所 役場3階305会議室  
問い合わせ 人権相談:社会福祉課 ☎888-1111  
行政相談:総務課 ☎888-1111

### 子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 中郷保育所内  
訪問相談 随時受付  
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

### 教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時  
場所 図書館となり  
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

### 心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時  
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約  
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室  
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

### 高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場所 町社会福祉協議会内  
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

### 消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
場所 役場1階町消費生活センター  
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

### 交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)  
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分  
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約  
場所 県土浦合同庁舎  
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

# 公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
健康づくり課 ☎888-2940	吉原交流センター ☎889-0277
福祉センターまほろば ☎887-3969	図書館 ☎887-6331
地域子育て支援センター ☎891-2772	予科練平和記念館 ☎891-3344
阿見消防署 ☎887-0119	総合運動公園 ☎889-2788
火災情報案内 ☎0297-64-0119	教育相談センター ☎888-1225
上下水道課 ☎889-5151	町民活動センター ☎888-2051
霞クリーンセンター ☎889-0091	町男女共同参画センター ☎896-3181
中央公民館 ☎888-2526	消費生活センター ☎888-1871
君原公民館 ☎889-1363	町民ダイヤル ☎887-6600
かすみ公民館 ☎888-8111	牛久警察署 ☎871-0110
本郷ふれあいセンター ☎830-5100	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110

## 人口と世帯

総人口	48,347人 (+31)	▽11月1日現在
男性	24,042人 (+9)	▽常住人口ベース
女性	24,305人 (+22)	▽()内は前月比
世帯数	20,791世帯(+19)	▽総務課調べ

### 12月の納税等

固定資産税(3期)  
国民健康保険税(6期)  
後期高齢者医療保険料(6期)  
介護保険料(6期)

納期限 12月27日(月)

### 1月の納税等

町・県民税(4期)  
国民健康保険税(7期)  
後期高齢者医療保険料(7期)  
介護保険料(7期)

納期限 1月31日(月)

### 救急車出動状況 10月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	104件(1081)
出場件数 162件(1605)	交通事故	19件(118)
	一般負傷	23件(224)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	16件(182)
	合計	162件(1605)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店